

令和3年度 国立大学法人埼玉大学 年度計画

注) □ 枠内は中期計画、「◎」は年度計画を示す

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 (教育の編成及び実施に関する目標を達成するための具体的措置)

【1-1】

○文理融合教育を実践するため、教養・専門基礎・専門・異分野専門基礎科目、グローバル・地域連携関連科目等の多様な授業科目を4年又は6年の間で年次を追って配置する。特に工学部では、現代的課題解決に資する工学と社会科学の融合も含めた新たな教育プログラムを学科横断で導入する。

その際に、本学に対するステークホルダー（在学生、卒業生、地域産業界等）のニーズを恒常的に把握するとともに、進路状況等の客観的データに基づき、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの妥当性を常に検証する。

〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【1-1-1】

○教育機構、各学部・研究科は、新入生調査、在学生調査、卒業・修了時満足度調査、企業調査を実施することでステークホルダーのニーズを把握する。また、文科系・理科系の学術分野を融合した教育プログラムを含む新たな学士課程教育を令和4年度から実施する。当該プログラムの基礎となる、令和2年度から開始した数理・データサイエンス教育については、政府のA I 戰略に基づき、リテラシーレベルの教育を全学部生必修とするよう準備を進める。

進路状況等のデータに基づきカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの妥当性を検証する。

【1-1-2】

○工学部改組に伴い導入した、「イノベーション人材育成プログラム」を充実させ、令和4年度開設に向けて博士前期課程と連結した6年一貫型の新プログラムの設計を理工学研究科と連携して導入を目指す。

【1-2】

○理工系人材育成の質的強化を図り、新たな価値を創造し社会変革（イノベーション）を起こし得る力を養成するため、理工学研究科では、大学と地域企業等との双方コミットメントを密にした学内外協働教育により、実務教育を実施するとともに、社会人の大学院進学に繋がるノンディグリープログラムの拡充など、社会人の学び直しの場を整備する。

【1-2-1】

○実務家教員を令和2年度に1名増員したこと、「課題解決型特別演習」を充実させ、受講者数の目標値を達成する。

【1-2-2】

○ノンディグリープログラム対象科目の拡大を図るなどして、社会人の学び直し（リカレント教育）の場を整備する。また、受講者数の増加を図るために受講者アンケートを実施し、開講時間や周知方法等の改善を行う。

【1-3】

○人社系人材育成の質的強化のため、教養学部、経済学部及び人文社会科学研究科では、ダブル・ディグリー制度、アジア文化交流研究等のグローバルな素養を涵養する教育プログラムを通して、社会構造の変化に的確に応え、教育課程と指導体制を充実・強化する。また、社会人の大学院進学に繋がるノンディグリープログラムの拡充など、社会人の学び直しの場を整備する。

【1-3-1】

○教養学部・経済学部・人文社会科学研究科は、5年一貫教育プログラムとダブルディグリー・プログラム在籍学生の学修状況を検討し、問題点を改善する。

【1-3-2】

○ノンディグリープログラムについて、同プログラムから博士前期課程に進学した学生の履修状況、研究進捗状況等を検討する。なお、社会人の学び直しの場を整備するため、「リカレント教育推進セミナー」などを企画・実施する。また、博士前期課程において課題研究プログラムについては令和2年度の修了状況を検討し、問題点を改善する。

【1-4】

○教員養成の質的強化のため、教育学部及び教育学研究科では、学校現場での経験者教員による授業の実施など小学校教員養成を重視した実践的なカリキュラムの下に、質の高い小学校教員を養成するとともに、総合大学の特性・専門性を活かし他学部・研究科との連携を強化して、質の高い中学校教員等を養成する。

【1-4-1】

○教育学部及び教育学研究科では、質の高い小学校教員養成を目指して、実践的なカリキュラムの下で、学校現場での経験者教員による授業、実践指導を実施する。また、学校現場での経験者教員による授業や実践指導が、質の高い小学校教員の養成に繋がっていることを検証し、令和3年度に改組する教育学研究科（教職大学院への統合）と連携した6年一貫のカリキュラムを検討する。

【1-4-2】

○質の高い中学校教員等の養成を目指して、各学部・研究科の連携体制を強化する。その一環として、全学的視点に立った教職支援の制度を検討する。

【1-4-3】

○教職課程の質保証のため、全学的な教職課程に責任を持つ組織体制の整備、及び全学的な教職課程の自己点検評価の仕組みを確立する。

(教育の方法及び成績評価等に関する目標を達成するための具体的措置)**【2-1】**

○カリキュラム・ポリシーに基づき、アクティブ・ラーニングの普及、学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、4学期制（クオーター制）に基づいた学士課程プログラムの整備など、教育の質を向上させる全学的な教学マネジメントシステムを確立する。

【2-1-1】

◎教育機構、各学部・研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき、アクティブ・ラーニングの普及、学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、4学期制（クオーター制）に基づいた学士課程プログラムの整備状況を検証するなど、全学的な教学マネジメントシステムを確立するとともに、令和2年度に実施したオンラインによる遠隔授業の検証を行い、オンラインと対面を組み合わせたハイフレックス型授業を実施し、対面授業の比率を令和2年度より引き上げる。

【2-2】

○インターンシップ等の学外学修による課題解決型の学修を積極的に取り入れる。その効果を学生アンケートの自己評価や学修成績の分析により検証し、達成度評価による目標到達度80%以上の学生が80%以上となるよう促進する。

【2-2-1】

◎教育機構、各学部・研究科は、学外学修等による課題解決型の学修を積極的に取り入れる。また、学生の学びの動機付けの一助となるように設計したインターンシップ科目や地域志向科目の教育効果を検証するための学生アンケート（達成度評価）を継続的に実施する。また、検証結果を踏まえてカリキュラムの問題点を改善するとともに、地域企業・自治体等との連携を強化し、インターンシップ科目や実務家（教員・ゲストスピーカー）を招聘した授業科目を実施する。

【2-3】

○「学生が何を身に付けたか」を、各授業科目の到達目標に応じた厳格な成績評価のもとカリキュラムマップ及び学生の履修記録により把握し、ディプロマ・ポリシーに合致する学位授与を行う。

【2-3-1】

◎教育機構、各学部・研究科は、外部の評価テスト（V-SAT）の分析や、SUSポータルシステムのポートフォリオ機能を活用し、「学生が何を身に付けたか」を客観的に評価する具体的な仕組みの開発を行う。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

（教育の実施体制と教職員の配置に関する目標を達成するための具体的措置）

【3-1】

○文理融合の教育課程を具現化するため、教養学部・経済学部・人文社会科学研究科及び理学部・工学部・理工学研究科とが連携した教育を実施するなど、全学的な教員間の協働体制を整備する。

【3-1-1】

◎各学部・研究科は、学生が他学部・他研究科の授業科目を履修するよう促すとともに、学部間・研究科間が連携した授業科目の増設を図る。また、教育機構は、文理融合の教育課程を具現化するための全学的な協働体制を強化するとともに、地域企業等と連携した教育プログラムを充実させる。

【3-2】

○理学部、工学部及び理工学研究科では、6年一貫教育体制を整備するとともに、大学院課程における大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働教育体制を整備する。

【3-2-1】

- ◎令和4年開設に向けた理工学研究科改組に併せて、6年一貫型の教育プログラム導入を目指し、理学部・工学部卒業生の大学院への進学率の目標値を達成する。併せて、地域企業とのクロスアポイントメントで採用した実務家教員による講義を充実させる。

【3-2-2】

- ◎令和4年度開設に向けた理工学研究科改組に併せて、6年一貫型の副専攻特別教育プログラム導入を決定する。

【3-3】

- 教員採用や配置にあたっては、教員の年齢構成を平準化し、女性教員・外国人教員の割合を高めることなどにより、多様な教員構成とする。また、教育学部及び教育学研究科では、実践型教員養成機能への質的転換のため、学校現場での経験者教員を20%確保する。

【3-3-1】

- ◎教育機構、各学部・研究科は、教員採用にあたって教員の年齢構成が偏らないよう配慮する。また、女性教員・外国人教員の割合を高めることなどにより、多様な教員構成に向けて取り組む。

【3-3-2】

- ◎教育学部及び教育学研究科では、学校現場での経験者教員を増やすため、附属学校等での教育研究協議会・授業研究会・教育実践フォーラムへの参加を促す。また、令和3年度までに実施したフォーラム等により、目標達成に向けてどの程度進展しているかの検証を行い、問題点を改善する。

(教育環境の整備に関する目標を達成するための具体的措置)

【4-1】

- ティーチング・アシスタント(TA)及びスクーデント・アシスタント(SA)等による教育の補助体制を、TA・SA研修会の実施や学生アンケートの結果を踏まえた改善等により充実させるとともに、学生の学修行動様式や自主的学修環境の利用状況を把握し、学生の自主的学修に適した教育環境を充実する。

【4-1-1】

- ◎教育機構、各学部は、ティーチング・アシスタント(TA)及びスクーデント・アシスタント(SA)による教育の補助体制を充実させるとともに、学生の自主的学修に適した教育環境も充実させる。

(教育の質の改善のためのシステムに関する目標を達成するための具体的措置)

【5-1】

- 教育課程の体系化、教育方法、教育の質保証等について、計画から実施、点検・評価、改善までの一連のPDCAサイクル機能である教学マネジメントシステムを、教育企画室において構築する。併せて、教員のファカルティ・ディベロップメント(FD)研修を強化するとともに、ステークホルダーに対する意見聴取を活用するなど、教育の質保証の仕組みを充実する。

【5-1-1】

◎教育課程の体系化、教育方法、教育の質保証等について、P D C A サイクル機能による教学マネジメントシステムを検証する。また、教員のファカルティ・ディベロップメント（F D）研修をさらに強化するとともに、教育の質保証の観点から、ステークホルダーに対する意見聴取の活用体制を強化するため、新入生調査、在学生調査、卒業・修了時満足度調査、企業調査を実施し、その結果の検証を行う。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

（支援体制に関する目標を達成するための具体的措置）

【6-1】

○教育機構、学部・研究科が連携して、全学生を対象に修学や生活に関する意識・ニーズ調査を実施し、実情を把握・分析する。その調査・分析結果及び支援分野別の満足度調査の結果を踏まえて、体制を充実させ新たに設置する統合キャリアセンターS Uにおいて、支援活動を改善させていくとともに、満足度を向上させる。

〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【6-1-1】

◎統合キャリアセンターS Uは、学生を対象とした修学や生活に関する調査結果を分析し、「今後の社会の形成者として必要な態度・素養と主体性・協働性等の行動性向」を身に付けることに繋がっているかの検証をし、学生の支援活動をさらに充実させる。

【6-2】

○学生への学修支援や生活支援等についての教職員の理解と学生指導・支援のスキルを向上させるため、F D及びスタッフ・ディベロップメント（S D）のW e b講習会参加など研修会を充実する。

【6-2-1】

◎教育機構は、学生への学修支援や生活支援等についての教職員の理解と学生指導・支援のスキルを向上させるため、F D及びスタッフ・ディベロップメント（S D）の研修会を、実施回数を増やすとともに、多種多様な内容とするなど、アンケート調査の結果を踏まえ充実させる。

（経済的支援及び多様な学生の支援に関する目標を達成するための具体的措置）

【7-1】

○統合キャリアセンターS Uは、経済的困難のある学生に対する授業料免除、奨学生給貸与等の対象者の割合やニーズの把握による制度の検証を行い、適切な支援を行う。

【7-1-1】

◎統合キャリアセンターS Uは、経済的困難のある学生に対する授業料免除、奨学生給貸与、学内ワークスタディ等の制度による適切な支援を行うとともに、その制度を充実させる。

【7-2】

○統合キャリアセンターS U、国際本部は、学部・研究科と連携して障がいのある学生、外国人留学生等がどのような援助・支援を要するのか把握し、個々の事情に応じたきめ細やかな支援を行う。

【7-2-1】

◎統合キャリアセンターS U、国際本部は、学部・研究科、保健センター等の学内組織をはじめ、地域行政やボランティア団体と連携し、オリエンテーションや個別相談を通じて、障がいのある学生、外国人留学生等がどのような援助・支援を要するのか把握し、個々の事情に応じた支援をさらに充実させる。

(就職支援に関する目標を達成するための具体的措置)

【8-1】

○学生にキャリア形成を意識させるため、教育機構は全学共通に対応すべき事項、学部・研究科は個別事情に応じた事項、国際本部は外国人留学生に係る事項について、それぞれ密接な連携の下で、セミナー等支援活動の満足度や就職率等を踏まえた効果的な支援を行う。

【8-1-1】

◎学生にキャリア形成を意識させるため、教育機構は全学共通に対応すべき事項、学部・研究科は個別事情に応じた事項、国際本部は外国人留学生に係る事項について、それぞれ緊密な連携の下で、セミナー等支援活動の満足度や就職率等を踏まえた支援を行い、より効果的かつ多角的な支援体制を強化する。

【8-1-2】

◎国際本部は、留学生相談室を活用しつつ、学生支援課・就職支援担当と協働し、留学生の国内就職に係る状況及びニーズを把握しつつ、遂次留学生からの就職相談に応じる体制を維持する。また、学外団体であるグローバル人材育成センター埼玉(GGS)とは、留学生の就職活動支援のため、連携を維持する。

【8-2】

○埼玉大学产学官連携協議会、さいたま市等と連携して、恒常的に合同企業説明会を実施する。

【8-2-1】

◎教育機構は、埼玉大学产学官連携協議会、さいたま市等と連携し、学生ならびに企業の動向を踏まえ、適切な時期に合同企業説明会を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(学士課程の入学者選抜に関する目標を達成するための具体的措置)

【9-1】

○アドミッション・ポリシーを見直し明確化するとともに、「確かな学力」を育む高等学校教育と本学の教育を適切に接続させるため、明確化したアドミッション・ポリシーに基づき、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法を導入する。

【9-1-1】

◎教育機構は各学部と連携し、引き続き「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜を実施する。

【9-2】

○入学者の学修状況等に関する追跡調査を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った人材像となっていたか、入試選抜の適切性を検証し、その結果を選抜方法等にフィードバックする。

【9-2-1】

◎各学部は、入学者の学修状況等に関する追跡調査を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った人材像となっていたか、入試選抜方法の適切性を引き続き検証する。その結果について、教育機構との協働により、選抜方法等にフィードバックする。

(大学院課程の入学者選抜に関する目標を達成するための具体的措置)

【10-1】

○大学院課程では、留学生や社会人に魅力ある教育プログラムを整えるとともに、英語による面接、在外受験及び多様な社会人に対応した特別選抜など、留学生や社会人が受験しやすい選抜方法を導入・充実する。

【10-1-1】

◎各研究科は、留学生や社会人などに魅力ある教育プログラムを整えるとともに、英語による面接、在外受験及び多様な社会人に対応した特別選抜など、留学生や社会人が受験しやすい選抜方法を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(目指すべき研究水準に関する目標を達成するための具体的措置)

【11-1】

○大学院理工学研究科に設置した戦略的研究部門（ライフ・ナノバイオ領域、グリーン・環境領域、感性認知支援領域、X線・光赤外線宇宙物理領域）において、国際共同研究を進め、高水準の学術論文等その成果を発信するとともに、国際共著論文の割合を増やし、強みのある先端的研究分野として世界水準の研究を推進する。
〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【11-1-1】

○大学院理工学研究科に設置した戦略的研究部門において、国際共同研究を推進するとともに、研究活動に必要な外部資金を獲得し、学術論文の被引用数の増加及び国際共著論文の割合を増やし、質の高い研究を推進する。

【11-2】

○リサーチ・アドミニストレーター（URA）オフィスを中心としたインスティテューションナル・リサーチ（IR）による本学研究活動の状況分析等により、新たな強みや特色のある研究分野を特定し、全国的な研究拠点化を図るとともに、さらには世界水準の研究分野へ推進する。〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【11-2-1】

○リサーチ・アドミニストレーター（URA）オフィスにおいて、書誌情報及び外部資金の獲得状況等の調査・分析を継続して行い、強みや特色のある研究分野として設置したセンターの全国的な研究拠点や世界水準の研究の推進に寄与するとともに、オープンイノベーションセンターと連携のもと、新たに戦略的に強化する研究分野・領域の特定・拠点化を行う。

【11-3】

○研究分野の多様性に配慮しつつ、研究費等の支援により文理融合などの学際領域研究を推進し、新たな強みや特色のある研究分野へ成長させる。

【11-3-1】

- ◎学際領域研究の推進を目的としたプロジェクト研究等を企画又は学内公募のうえ選考し、研究費等の支援を行う。

(研究成果の社会還元に関する目標を達成するための具体的措置)

【12-1】

- 強みや特色のある研究成果をホームページで公開するとともに、マスメディアを活用し、首都圏地域における自治体・企業・地域社会等に対して積極的に情報を提供することで社会に還元する。

【12-1-1】

- ◎研究トピックスや研究成果をホームページで公開するとともに、マスメディアへ積極的に情報発信を行う。

【12-2】

- 埼玉県・首都圏地域をはじめとした自治体・企業・地域社会のニーズを把握し、本学が持つシーズとのマッチングを図り、その課題解決やイノベーション創出を図るための研究を推進する。

【12-2-1】

- オープンイノベーションセンター等において、コーディネーター等を中心に、本学の研究シーズと社会ニーズのマッチングによる产学研官連携共同研究の促進、知財の活用、技術移転を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(研究実施体制及び研究者等の配置に関する目標を達成するための具体的措置)

【13-1】

- 戦略的研究部門や新たな強み及び特色のある研究分野に対して、重点的に若手研究者や研究支援者等の配置を行う。

【13-1-1】

- 戦略的研究部門における世界水準の研究推進に資するため重点的に若手研究者や研究支援者等の配置を行う。

【13-2】

- 文理融合など学際領域研究を促進するために、人文社会科学研究科及び理工学研究科等の連携による融合研究プロジェクト等を構築する。

[戦略性が高く意欲的な計画]

【13-2-1】

- 文理融合など学際領域研究を推進するための方策を、継続して関係部局の協働により検討し、研究プロジェクトを支援する。

【13-3】

- 優秀な若手研究者人材確保・育成のためのテニュアトラック制の定着を図り、新規採用者のうちテニュアトラック教員の割合を25%とすることを目指す。

【13-3-1】

◎若手研究リーダー育成のためのテニュアトラック制を全学的観点から有効に活用するため、各部局において若手採用を含む中長期的人事計画の立案・見直しを引き続き実施し、全学的調整の下、第3期中期目標期間中の若手教員新規採用者に占めるテニュアトラック教員の割合を25%以上とする。

(研究環境の整備に関する目標を達成するための具体的措置)

【14-1】

○施設・設備に関するマスタープランに基づき、計画的・継続的なスペースの確保や研究設備の整備を行い、効果的な研究環境整備を推進する。

【14-1-1】

◎設備マスタープランに基づき、計画的な研究設備の整備を行う。

【14-1-2】

◎キャンパスマスタープランに基づき、効果的な研究環境整備を推進するため、計画的・継続的なスペース確保を行う。

【15-1】

○学術交流協定締結校をはじめとする海外の大学等研究機関等との国際共同研究、人的交流及び相互啓発活動を推進する。

【15-1-1】

◎海外の大学等研究機関等と連携した共同研究、セミナー等を推進する。

(研究の質の向上システムに関する目標を達成するための具体的措置)

【16-1】

○各研究科等は、URAオフィスとの連携により、論文の引用数等IRによるデータ指標を活用し、強みや特色のある研究分野の検証を行うなど、研究の質を向上させる仕組みを充実する。

【16-1-1】

◎各研究科等は、URAオフィスと連携し、書誌分析及び外部資金の獲得状況等の分析（インスティテューションナル・リサーチ（IR））を活用し、各研究科等の特性に応じた研究の質の向上に取り組む。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

(社会との連携及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための具体的措置)

【17-1】

○大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働による実務教育の実施、地域志向科目の創設、県内インターンシップの充実など、地域を志向した教育環境を充実させ、首都圏地域社会にイノベーション人材、グローバル人材等の多様な人材を輩出する。また、大学と教育委員会との連携により、一貫した教員養成・研修による教員の資質向上を図る。

【17-1-1】

◎教育機構、各学部・研究科は、首都圏地域社会にイノベーション人材、グローバル人材等の多様な人材を輩出させるため、大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働による実務教育の実施、地域志向科目や県内インターンシップの充実など、地域を志向した教育環境を充実させるとともに、その効果を検証しカリキュラムを改善する。

【17-1-2】

◎教員の資質向上のために、教員養成と教員研修との一貫性の実現に向けて県・市教育委員会と連携して協議を進める。

【17-2】

○平成 28 年度の教育学研究科専門職学位課程の設置に伴い、平成 33 年度末には、修了者の教員就職率を 90% とし、また、専門職学位課程の設置と連動させて、教育学部では、県内における小学校教員養成の拠点機能を果たすべく実践的な教育を充実させ、平成 33 年度末には、小学校教員採用の県内占有率 35% を確保する。

〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【17-2-1】

◎教員就職率、県内占有率の動向を引き続き把握するとともに、専門職学位課程（教職大学院）では授業をより実践的な内容とするため、実習指導において教員が実習校に出向いて、学校現場で指導する。

また、教育学研究科を令和 3 年度から教職大学院に一本化することで、教育学研究科の教員就職率の向上を目指す。

【18-1】

○オープンイノベーションセンター及び社会調査研究センターを中心に自治体・企業・地域社会における課題やニーズの把握に積極的に取り組み、これらの多様な社会セクターと連携した研究活動等を推進する。

【18-1-1】

○オープンイノベーションセンター及び社会調査研究センターを中心に、自治体・企業・地域社会における課題やニーズを把握し、多様な社会セクターと連携した研究活動等の推進・支援をする。

【18-2】

○先端産業国際ラボラトリーを設置し、事業化・起業等を見据えた産学官金の連携による共創スペース等の導入により、地域活性化中核拠点としての役割を果たす。

〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【18-2-1】

○先端産業国際ラボラトリーにおいて、共創型ワークショップやセミナーを開催するとともに、インキュベーション・スペース等の活用により、事業化・起業等を見据えた産学官金の連携による取組を推進し、併せて、事業化・起業のための支援体制を強化する。

(社会貢献に関する目標を達成するための具体的措置)

【19-1】

- 自治体、産業界との連携による公開講座、セミナー等を積極的に開催するとともに、高校生等の地域住民が大学教育に触れる機会を提供する。

【19-1-1】

- 生涯学習機会の提供のため、自治体、産業界と連携し地域のニーズに応じた公開講座等を開催する。

【19-1-2】

- 高大連携講座の開講など、高校生等の地域住民が大学教育に触れる機会を提供する。

【19-2】

- 学生の地域社会への関心の涵養に資するため、自治体等への政策提言や大学と地域企業等との双方向コミットメントによる課題解決型プロジェクト等への参画を通じて、学生による地域社会への貢献を支援する。

【19-2-1】

- 地域企業等との連携による学生の課題解決型プログラム及び県内企業の魅力発見や県内企業が実際に抱える課題の解決に焦点を当てた協働教育プログラムを充実させるとともに、自治体やN P Oと協働した教育プログラムの設計・運用を開始する。

【19-2-2】

- 地域社会への関心の涵養に資するため、学生による自治体等への政策提言の場を提供する。

【19-3】

- 研究成果発信の一環としての各種イベント出展等を学内組織協働の下に推進する。

【19-3-1】

- 研究成果発信の一環としての各種イベント出展、連携講座等を学内組織協働の下に推進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

(キャンパスのグローバル化に関する目標を達成するための具体的措置)

【20-1】

- 4学期制（クオーター制）の導入による留学しやすい環境・条件の整備とともに、外国人教員の教員数比率を約10%まで増加、英語による授業の拡大、留学生と日本人学生が共に履修するアクティブ・ラーニング授業科目の開設、アカデミック・アドバイジング、カリキュラムの国際通用性向上等を通じ、留学生支援体制の強化・充実を図り、さらに、混住型の国際学生寮を整備するなど、グローバル・キャンパス構築のための学内環境を整え、留学生の受入数が800名程度（学生数比率約9%）となるよう促進する。〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【20-1-1】

- 教育機構、国際本部、各学部・研究科は、4学期制（クオーター制）の導入を踏まえて、より留学しやすい環境・条件を整備する。また、英語による授業の拡大、留学生と日本人学生が共に履修するアクティブ・ラーニング授業科目等の開設、アカデミック・アドバイジング、カリキュラムの国際通用性の向上等を通じ、留学生支援体制の強化・充実を進める。

【20-1-2】

◎策定した運営方針に基づき、円滑な混住型国際学生寮の運営を実施する。また、運営上生じた問題点を速やかに把握する体制を整え、把握した問題点は、改善を行う。

【20-2】

○短期海外研修プログラム、協定校との交換留学プログラム（国際本部）をはじめ、各学部・研究科で実施する海外派遣プログラムなどの拡充により、海外派遣促進及び研究交流実績の活性化を図り、海外派遣学生数が300名程度（学生数比率約3%）となるよう促進する。〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【20-2-1】

◎国際本部は、派遣先となる海外協定校の開拓、連携強化に引き続き努める。

【20-2-2】

◎国際本部は、奨学金制度説明会、危機管理セミナー、留学フェア等を開催し、プログラム参加者増加を目指す。特に、海外派遣経験者の活用により、留学情報の収集・提供を充実させるとともに、セミナー内容の充実を図り、派遣希望者のニーズに応える。

【20-3】

○日本人学生・留学生等の互い同士が調和して地域交流活動等へ参画できるよう、学内の学生団体への支援や埼玉県内の関係団体等との連携を推進する。

【20-3-1】

◎外国人留学生と日本人学生の交流の機会を増やすため、バヌツアーや国際交流事業等に関し、埼玉地域の自治体等や他大学等外部機関と連携する。

(国境を越えた教育・研究の連携に関する目標を達成するための具体的措置)

【21-1】

○海外の協定校等とのダブルディグリー・プログラムの着実な実施と更なる拡充を図る。また、従前から取り組んできた研究者間交流を基盤とする理工系のLab-to-Labプログラムにおける特色ある取組みを、全学的に展開し実施する。

【21-1-1】

◎海外の協定校等との共同教育・共同研究プログラム（理工系及び人材系のダブルディグリー・プログラム、理工系のLab-to-Labプログラム）の企画・実践を通じて、国際共同研究及び外国人研究者・留学生を増加させる。

【22-1】

○本学の国際展開を明確にし、優秀な留学生の獲得に資するため、学内の国際プログラムの実態（目的・現状・成果）、留学生受け入れ体制（教育内容・住環境）を具体的にホームページに掲載するなど、国際広報を充実させる。

【22-1-1】

◎学内の複数の国際プログラムの取組状況を集約・精査し、シナジーの高い集約化した取り組みを大学全体の国際化の方向として明確化し、これをホームページ等により効果的に国際広報し、優良な海外人材の確保に努める。

【22-1-2】

◎国際本部は、NAFS A、QS等に参加し、国際広報活動を積極的に展開する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(教育活動に関する目標を達成するための具体的措置)

【23-1】

○教育実習指導、相互授業担当、研究開発などを教育学部と連携して実施する。

【23-1-1】

◎附属学校では、教育学部学生の教育実習及び教職実践演習、専門職学位課程の実地研究を受け入れるとともに、教育学部教員と連携して共同授業を行う。また、学生・院生の参観授業、行事参加、調査研究に協力する。

【23-2】

○研修支援、研究成果公開、教育相談、情報発信などを通じて地域教育界のモデル校としての役割を果たすとともに、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と連携しながら実践研究等を行う。また、教育学研究科専門職学位課程との積極的な連携協力を図り、地域の教育課題を踏まえた実践研究等を推進し、その成果の地域教育界への還元を図る。

【23-2-1】

◎附属学校では、教育学部、教育学研究科と協力し、教育研究協議会、教育実践フォーラムを開催し、埼玉県やさいたま市と連携しながら地域モデル校としての教育実践研究の成果を広く地域教育界に情報発信する。

【23-2-2】

◎専門職学位課程の専任教員が教育実践総合センター及び特別支援教育臨床研究センターと連携し、教育実践研究並びに教育相談、発達相談、保護者支援、教員研修、学校コンサルテーション等を充実させる。

(学校運営の改善に関する目標を達成するための具体的措置)

【24-1】

○学部長を含む学部委員と附属学校関係者で構成する附属学校委員会を通じて、児童・生徒の問題行動など共通する様々な課題の解決を図り円滑な学校運営を行う。

【24-1-1】

◎附属学校長と学部執行部とによる「校園長会」を定期的に開催し、直近の課題及び中長期的な課題について、情報共有をしつつ協議する。

附属学校委員会を定期的に開催し、学部と附属学校との連携を推進させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(ガバナンス機能の強化に関する目標を達成するための具体的措置)

【25-1】

○学長のリーダーシップにより推進する大学マネジメントを支えるため、法人運営組織の役割分担の明確化、IRを管理し総合的な政策立案機能を有する学長室の強化・拡充、副学長・学長補佐機能の強化を行う。

【25-1-1】

◎学長のリーダーシップの下、戦略的な大学運営、政策立案等に資するため必要となるデータの集約・統合・分析を行う。

【25-1-2】

◎役員・副学長、管理者、特定課題関係者、学長補佐等の各層が参画する学長室、全学運営会議、副学長会、部局長会、学長補佐会、プロジェクトチーム等を活用し、課題共有と役割分担の明確化等によるガバナンス機能の強化、全学的なマネジメント等を通じた副学長・学長補佐機能の強化を行う。

【25-2】

○組織運営、教育研究活動をより一層活性化させるため、経営協議会等様々な学外のステークホルダーの意見を集約し、社会や地域のニーズを反映させる。

【25-2-1】

◎経営協議会、学長選考会議、大学顧問、報道機関と埼玉大学との懇談会等の意見を大学の管理運営に活用するとともに、その結果を公表する。

【26-1】

○監査体制の強化及びリスクアプローチ監査の実施などにより、監査の有効性・効率性を向上させるとともに、監査結果に基づく運営改善提言を法人運営に反映させる。

【26-1-1】

◎大学内部の意思決定システムをはじめとした大学のガバナンス体制等に関する監査の実施や、教育研究に係る業務監査の体制強化及びリスクアプローチを通じた重点的な監査の実施などにより、期中監査及び期末監査の有効性・効率性を向上させるとともに、監査結果に基づく運営改善提言を速やかに法人運営に反映させる。

(戦略的な学内資源再配分に関する目標を達成するための具体的措置)

【27-1】

○一層の機能強化を推進するため、IRを活用した財務分析に基づき、学長のリーダーシップのもとで、学内資源を安定的に確保し、学部事務の一元化など、戦略・重点的かつ弾力的に学内資源の再配分等を行う。〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【27-1-1】

◎適切な事務組織の構築に基づく職員の再配置等を実施する。

【27-1-2】

◎学長のビジョンに基づく学内資源の効果的な再配分を着実に行うため、予算全体の見直しを行う。

【27-1-3】

◎効果的な学内資源の再配分等を行うため、IRを活用した財務分析方法等の調査、検討を行う。

(人事・給与制度の弾力化に関する目標を達成するための具体的措置)

【28-1】

○40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用については、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員の比率が20%を越えるよう促進する。

【28-1-1】

- ◎40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用については、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員の積極的な雇用を促進する。

【28-2】

- ◎研究力強化及び人材育成強化を一層促進するため、適切な業績評価に基づく年俸制の適用をさらに促進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員については、年俸制導入等に関する計画に基づき、適用者の比率が10%程度となるよう促進する。

【28-2-1】

(計画達成のため、年度計画を設定しない)

【28-3】

- ◎大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働教育研究の実施のため、混合給与（クロスアポイントメント）等による地域企業人の登用など、人事・給与システムの弾力化を促進し、教育研究の活性化を図る。

[戦略性が高く意欲的な計画]

【28-3-1】

- ◎混合給与（クロスアポイントメント）等による地域企業人の登用など、人事・給与システムの弾力化を促進する。

(男女共同参画の推進に関する目標を達成するための具体的措置)

【29-1】

- ◎男女共同参画等の推進に資するセミナーへの参加の促進や講演会などの取組みを実施するとともに、多様な勤務形態の整備など女性教職員の参画拡大に向けた環境づくりを行う。

【29-1-1】

- ◎男女共同参画等の推進に資するセミナーへの参加の促進や講演会などの取組みを実施するとともに、多様な子育て・介護支援制度などにより女性教職員の参画拡大を推進する。

【29-2】

- ◎女性教員の採用比率を人文社会系部局においては40%、教員養成系部局においては30%、自然科学系部局においては20%以上に、また、女性事務職員の採用比率を50%とする。

【29-2-1】

- ◎女性教職員の採用増加のためのアクションプランに基づき積極的な雇用を促進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための具体的措置)

【30-1】

○理学部、工学部及び理工学研究科では、理工系人材育成の量的・質的強化を推進する。そのための組織的な措置として、学士課程では、工学部における学科の大括り化を図るとともに、50名増の学生定員の見直しを行う。その後、大学院課程では、理工学研究科の充実を図る。〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【30-1-1】

◎令和4年度開設に向け現在の専攻を再編成し、理学部・工学部の10学科と連結した6年一貫型の教育を充実させる。また、実践力を備えた人材およびハイグレード研究者の育成を目指した3つの副プログラムの導入について検討する。

加えて持続可能な開発目標であるSDGsに貢献しうる人材の育成を目指した専攻共通の融合教育プログラム「地球環境における科学技術の応用と融合プログラム」の導入についても検討する。

【30-2】

○教育学部及び教育学研究科では、教員養成の質的強化のため、平成28年度の専門職学位課程の設置に伴い、既存の修士課程を段階的に縮小するとともに、学士課程では50名減の学生定員の見直しを行う。〔戦略性が高く意欲的な計画〕

【30-2-1】

(計画達成のため、年度計画を設定しない)

【30-3】

○人文社会科学研究科では、グローバルリーダーの育成機能、社会人の学び直し機能等の検証を行い、さらなる強化策を立案する。

【30-3-1】

◎MA, MEdconプログラムの履修状況を確認し、要改善点を検討する。また、社会人の学び直しの機能強化に資するように、社会人院生との懇談会を実施して、意見聴取を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(事務等の効率化・合理化及び組織見直しに関する目標を達成するための具体的措置)

【31-1】

○職員自らが不断の業務改善の取組を基本とする事務の効率化・合理化に加えて、業務監査の提言等への適切な対応、さらに、事務全体の検証・見直しを通じた業務の移管、集約又は廃止など、従来の枠組みにとらわれない抜本的な業務改善等を行い、業務執行の最適化を促進する。

【31-1-1】

◎業務監査の提言等への適切な対応を行うとともに、テレワークの本格稼働に資する制度とインフラの整備の実施など、デジタル技術を活用した業務改善を行う。

【31-2】

○業務改善に基づく事務の課題等に確実に対応するため、学部事務の一元化などにより、適切な事務組織を構築する。

【31-2-1】

(計画達成のため、年度計画を設定しない)

(人材の育成及び確保に関する目標を達成するための具体的措置)

【32-1】

○中長期的な人材育成計画を策定し、人事交流等による経験を通じた幅広い視野の育成と大学院等での学びによる専門性の向上に資する組織的なSD研修を実施する。

【32-1-1】

○積極的な人事交流等によりその経験を通じた幅広い視野を育成し、専門性の向上に資する組織的なSD研修を実施するとともに、その成果について検証を行う。

【32-2】

○役教職協働を実現・強化するため、URAなど専門的知見を有する「高度専門職」を積極的に配置するとともに、「高度専門職」の育成を促進する。

【32-2-1】

○高度専門職に必要な能力を有する人材の育成に取り組む。

【32-3】

○女性の管理職等への登用を推進するとともに、多様な人材のキャリアパスの確立を図る。

【32-3-1】

○女性の管理職等への登用を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
(外部研究資金等の増加に関する目標を達成するための具体的措置)

【33-1】

○外部資金獲得を促進するため、URAによる支援を推進するとともに、学内施設の貸付等保有資産の有効活用等により増収を図る。

【33-1-1】

○URAオフィスにおいて、各種競争的研究資金の公募情報等をきめ細かく周知するとともに、申請の支援を推進する。

【33-1-2】

○学内施設の貸付等による増収の検討を行う。

【33-1-3】

○短期・長期に運用可能な資金の状況を適確に把握し、資金運用を行う。

【33-2】

○オープンイノベーションセンターを中心に自治体・企業・地域社会における課題やニーズの把握を積極的に取り組むとともに、本学の持つ研究シーズとのマッチングを図り、共同研究や受託研究等の促進を図る。

【33-2-1】

○オープンイノベーションセンターにおけるコーディネーター等を中心に本学の研究シーズと企業等ニーズとの効果的なマッチングにより、共同研究や受託研究等の受入を促進する。

(寄附金の増加に関する目標を達成するための具体的措置)

【34-1】

- 埼玉大学同窓会との連携体制を学内諸部署との協働の下に整備・強化し、企業の役員等を務める卒業生をはじめとして、卒業生に対する広くきめ細かい広報活動を展開する。

【34-1-1】

- 卒業生からの基金を充実させるため、引き続き同窓会等の協力の下、同窓会機関誌に寄附金の案内を掲載するなど、卒業生の更なる理解を得るように努める。

【34-2】

- 地域の企業、自治体等、多様なステークホルダーを意識し、本学の目的・計画、教育研究活動や様々な取組などを理解してもらうための情報発信を充実させる。

【34-2-1】

- 基金に対する理解を得て充実に繋げるため、地域の企業や自治体等の社会的要請に対して、本学の教育研究活動等の取組を、ホームページや広報誌への掲載、企業訪問を通してきめ細かく説明する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(適切な人件費管理に関する目標を達成するための具体的措置)

【35-1】

- 中期目標期間を通じた人件費シミュレーションに基づき、再雇用者の活用等により、計画的かつ弾力的に人件費管理を行う。

【35-1-1】

- 人件費シミュレーション等に基づき、職員の削減、再雇用者及び非常勤職員の活用等により、計画的かつ弾力的に人件費管理を行う。

(管理的経費の抑制に関する目標を達成するための具体的措置)

【36-1】

- 財務分析を行うとともに、複数年契約の推進、外部委託業務の内容の見直し、光熱水量の節減などを行うことにより管理的経費を削減し、一般管理費比率等の抑制等を行う。

【36-1-1】

- 財務分析方法等の調査・検討、複数年契約の推進、外部委託業務の見直しを行うとともに、施設の整備に際し省エネルギー機器等を導入することにより、管理的経費を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための具体的措置)

【37-1】

- 教育研究の質の向上や老朽対策の観点から、キャンパスマスターplan（中長期修繕計画等を含む。）の改定や、既存施設の有効活用、計画的な維持管理、これらに必要な財源確保を含めた戦略的な施設マネジメントを行う。

【37-1-1】

- ◎戦略的な施設マネジメントを行うために、キャンパスマスターPLANとインフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、施設整備を実施する。

【38-1】

- 保有資産の不断の見直し等に努めるとともに、学内施設の貸付等土地・建物等の有効活用を行う。また、保有資金については、国債の保有等による安全性を重視した効果的な運用を行う。

【38-1-1】

- ◎学内施設の貸付等による有効活用を促進する検討を行う。

【38-1-2】

- ◎事務物品について、継続してリユースを推進する。

【38-1-3】

- ◎資金収支計画及び資金運用計画を作成し、短期・長期に運用可能な資金の状況を適確に把握して、国債、定期預金など安全性の高い運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(評価の充実に関する目標を達成するための具体的措置)

【39-1】

- 自己点検・評価、外部評価を実施・受審し、その結果を公表するとともに、戦略的な意思決定や教育・研究・業務運営等の改善に活用する。

【39-1-1】

- ◎年度計画の自己点検・評価、教員活動評価等を実施し、その結果を公表するとともに、学内に通知して、優れた取組等の共有化と問題点を改善する。

【39-1-2】

- ◎国立大学法人評価については、第3期終了時に向けて法人評価受審時の検証結果を踏まえて、実績報告書等を作成する。また、内部質保証システムの構築について検討を進める。

【39-2】

- I Rを活用し、効率的にデータ収集を行うとともに、客観的指標による自己点検・評価を行い、その結果を学長室及び各部局へフィードバックする。

【39-2-1】

- ◎「中期目標・中期計画マネジメントシステム」を使用して客観的指標データを収集し、データを活用して効率的に自己点検・評価を行う。また、外部評価で必要となるデータを収集する。

【39-2-2】

- ◎自己点検・評価の際に客観的指標を活用し、評価で活用した客観的指標を整理して学長室及び各部局にフィードバックする。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
(情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための具体的措置)

【40-1】

○本学の多様な教育研究、社会連携、産学官連携などの活動をホームページや広報誌などで積極的に発信するとともに、マスメディアへの情報提供を迅速に行う。

【40-1-1】

○マスメディアを活用した情報発信を行うとともに、全学的な広報連絡体制の下、学内の情報収集機能を強化して大学の教育研究活動の成果等を効率かつ効果的に社会に発信するため、ホームページの適宜改修、新たに SNS・YouTube による発信及び広報誌を見直し充実させる。

【40-2】

○ステークホルダーとの積極的な対話によりニーズを的確に把握するとともに、多様なステークホルダーに適した広報媒体、発信手段・内容により、ニーズやターゲットに応じたきめ細かい情報発信を適時に展開する。

【40-2-1】

○ステークホルダーのニーズに応じた効率かつ効果的な広報を展開し、本学の教育研究活動の成果等を積極的に発信する。

【40-2-2】

(計画達成のため、年度計画を策定しない)

【40-2-3】

○本学の教育研究活動等を効果的にステークホルダーへ情報発信するため、広報担当職員の広報スキル向上を目指し、広報研修・セミナー等を積極的に受講する。

【41-1】

○本学の教育研究運営等の活動状況に係わるデータを、わかりやすく整理し、大学ポートレートの活用などにより、広く積極的に発信して情報公開する。

【41-1-1】

○大学ポートレートの情報更新を隨時行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
(施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための具体的措置)

【42-1】

○大学の教育研究等の目標や組織戦略等を踏まえ、施設・設備に関するマスタープランの改定等を行う。また、教育研究の質の向上や老朽化対策等の推進に向けて、施設・設備に関するマスタープランに基づき、計画的に施設・設備を整備するとともに、大学等間の連携使用を推進する。

【42-1-1】

○設備マスタープランに基づき、研究力の強化・理工系人材の育成・地域との産学官金連携を推進するための設備を整備する。

【42-1-2】

○キャンパスマスタープランに基づき、安全や環境、老朽化対策、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設の整備を行う。

【42-1-3】

◎他大学や研究機関等との設備の共同利用（依頼分析含む）を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(安全管理に関する目標を達成するための具体的措置)

【43-1】

○安全管理体制の再点検を行うとともに、定期的に学内教育研究施設等の安全点検を実施する。また、役教職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた研修等を実施する。

【43-1-1】

◎安全管理体制の再点検を行うとともに、産業医の定期巡回などにより、定期的に学内教育研究施設等の安全点検を実施する。また、役教職員の意識向上のための研修等を実施する。

【43-2】

○放射性物質、毒物及び劇物を管理するためのシステムの運用を適切に行い、事故等を未然に防止する。

【43-2-1】

◎関係法令に照らし、安全管理のための運用に係る啓蒙活動を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(研究不正の防止等に関する目標を達成するための具体的措置)

【44-1】

○研究費の不正使用を事前に防止するため、不正を発生させる要因の把握や不正防止に関する取組の点検・見直しを行うとともに、教職員等の意識向上のための教育を実施するなど、コンプライアンス体制を強化する。

【44-1-1】

◎他研究機関等における不正事例等の情報収集を行うとともに、本学における不正使用防止に関する取組の点検・見直しを行う。また、教職員等にコンプライアンス教育を実施し、理解度の確認と誓約書の提出を求める。

【44-2】

○研究における不正行為を未然に防止するため、研究倫理規範の修得など、教職員等に対する研究倫理教育等を実施する。

【44-2-1】

◎研究倫理教育を実施するとともに、研究活動不正防止のための啓蒙活動を行う。

(個人情報管理及び情報セキュリティに関する目標を達成するための具体的措置)

【45-1】

○保有する個人情報の適切な管理のため、教職員への教育研修の充実、ガイドラインを作成、規則等の改正等の措置を講ずる。

【45-1-1】

◎保有する個人情報の保護に関する規則に基づく教育研修を充実させるため、アンケートの結果を踏まえた研修内容の見直しを行う。また、政府による個人情報保護制度見直しの動向に合わせて、規則・ガイドライン等の見直しを検討する。

【46-1】

○情報セキュリティポリシーに基づき、情報ネットワーク及びシステムの安全確保に必要な対策として、情報基盤システム等の主要な情報システムのチェック、教職員への講習会等の充実、規則等の改正等の措置を講ずる。

【46-1-1】

◎情報セキュリティについて主要な情報システムの定期的なチェックの実施、及び情報セキュリティ教育の実施とその充実のための体制整備を継続する。また、規則等の見直しと必要な改正を進める。

(危機管理体制に関する目標を達成するための具体的措置)

【47-1】

○危機発生時における対応の迅速化、学内組織の連携の強化など危機管理体制の充実・強化を行う。

【47-1-1】

◎令和2年度中に各所管部局で実施した各種危機管理マニュアルの改訂検討の結果を集約・精査し、改訂版を制定する。

VI. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII. 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,507,702千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

IX. 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善

に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
ライフルライン再生（給排水設備）	総額 508	施設整備費補助金 (480)
大宮（附特）校舎改修		船舶建造費補助金 (0)
小規模改修		長期借入金 (0)
		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (28)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

(1) 人件費管理

人件費シミュレーション等に基づき、職員の削減、再雇用者及び非常勤職員の活用等により、計画的かつ弾力的に人件費管理を行う。

(2) 人員配置に関する方針

- ① 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用については、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員の積極的な雇用を促進する。
- ② 混合給与（クロスアポイントメント）等による地域企業人の登用など、人事・給与システムの弾力化を促進する。
- ③ 積極的な人事交流等によりその経験を通じた幅広い視野を育成し、専門性の向上に資する組織的なSD研修を実施する。
- ④ 高度専門職に必要な能力を有する人材の育成に取り組む。
- ⑤ 女性の管理職等への登用を推進する。

(3) 男女共同参画

- ① 男女共同参画等の推進に資するセミナーへの参加の促進や講演会などの取組みを実施するとともに、多様な子育て・介護支援制度などにより女性教職員の参画拡大を推進する。
- ② 女性教職員の採用増加のためのアクションプランに基づき積極的な雇用を促進する。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 693人
また、任期付職員数の見込み 60人

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 8,398百万円（退職手当は除く）

(別紙)

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	6,690
施設整備費補助金	480
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	370
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	28
自己収入	4,670
授業料、入学金及び検定料収入	4,463
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	207
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,108
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	309
出資金	0
計	13,655
支出	
業務費	11,649
教育研究経費	11,649
診療経費	0
施設整備費	508
船舶建造費	0
補助金等	370
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,108
貸付金	0
長期借入金償還金	20
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	13,655

[人件費の見積り]

期間中総額8,398百万円を支出する（退職手当は除く）。

「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額0百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額480百万円

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	13,796
業務費	
教育研究経費	3,105
診療経費	0
受託研究経費等	609
役員人件費	94
教員人件費	6,548
職員人件費	2,322
一般管理費	426
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	689
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	13,551
運営費交付金収益	
授業料収益	6,419
入学金収益	4,055
検定料収益	679
附属病院収益	155
受託研究等収益	0
補助金等収益	697
寄附金収益	324
施設費収益	229
財務収益	147
雑益	3
資産見返運営費交付金等戻入	357
資産見返補助金等戻入	247
資産見返寄附金戻入	85
資産見返物品受贈額戻入	154
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	△ 245
総利益	245

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	16,771
業務活動による支出	12,427
投資活動による支出	1,103
財務活動による支出	126
翌年度への繰越金	3,115
資金収入	16,771
業務活動による収入	12,836
運営費交付金による収入	6,690
授業料、入学金及び検定料による収入	4,463
附属病院収入	0
受託研究等収入	697
補助金等収入	370
寄附金収入	259
その他の収入	357
投資活動による収入	511
施設費による収入	508
その他の収入	3
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,424

別表(学部の学科、研究科の専攻等)

令和3年度

学部・研究科	学科・専攻等、及び収容定員
教養学部	教養学科 700 人
経済学部	経渉学科(昼) 1,140 人 (夜) 60 人
教育学部	学校教育教員養成課程 1,440 人 養護教諭養成課程 80 人
理学部	数学科 160 人 物理学科 160 人 基礎化学科 200 人 分子生物学科 160 人 生体制御学科 160 人
工学部	機械工学・システムデザイン学科 440 人 電気電子物理工学科 440 人 情報工学科 320 人 応用化学科 360 人 環境社会デザイン学科 400 人
人文社会科学研究科	文化環境専攻 40 人 うち博士前期課程 40 人 国際日本アジア専攻 76 人 うち博士前期課程 76 人 経済経営専攻 80 人 うち博士前期課程 44 人 博士後期課程 36 人 日本アジア文化専攻 12 人 うち博士後期課程 12 人
教育学研究科	学校教育専攻 15 人 うち修士課程 15 人 教科教育専攻 27 人

	うち修士課程	27 人
	うち博士前期課程	72 人
	うち専門職学位課程	72 人
理 工 学 研 究 科	生命科学系専攻	110 人
	うち博士前期課程	110 人
	物理機能系専攻	118 人
	うち博士前期課程	118 人
	化学系専攻	130 人
	うち博士前期課程	130 人
	数理電子情報系専攻	216 人
	うち博士前期課程	216 人
	機械科学系専攻	118 人
	うち博士前期課程	118 人
	環境システム工学系専攻	124 人
	うち博士前期課程	124 人
	理 工 学 専 攻	168 人
	うち博士後期課程	168 人